

報道関係者各位

クマ出没注意報の発令について

県では11月30日までをクマ出没警報の発令期間としていたところですが、11月20日から11月26日の市街地でのクマの目撃件数が5件ありました。引き続き、市街地での目撃が続いており、クマによる人身被害が発生するおそれがあるため、12月1日からクマ出没注意報を発令します。

人身被害の防止に向け、下記を参考に、県民に注意を喚起してくださるよう御協力をお願いいたします。

記

1 クマ出没注意報の発令期間 令和5年12月1日から令和5年12月31日まで

2 クマ出没注意報の発令基準

- (1) 直近1週間の市街地（人口稠密地）におけるクマの目撃件数が5件以上になったとき
- (2) その他クマによる人身被害等の発生が懸念されるとき

3 県民への注意喚起

(1) 音の出る物で、クマに自分の存在を知らせてください。

・突然クマに出会わないように、ラジオやクマ避けの鈴、笛など、音の出る物で、自分の存在をクマに知らせましょう。クマの目撃情報等があったところでは、特に注意してください。

・県ホームページ「山形県クマに関する情報」－「クマ目撃マップ」に目撃情報等を掲載していますので、目撃場所等を確認してください。（[山形クマ](#)で検索）

(2) 早朝・夜間はクマに出会う可能性が高くなります。クマの目撃情報等があったところでの早朝・夜間の外出は特に注意してください。

(3) クマが侵入しないように自宅や倉庫などは鍵をかけてください。

(4) 万一、クマに出会ったら、落ち着いてゆっくりとその場から離れてください。

- ・遠くにクマがいる場合は、あわてずに落ち着いてその場から離れましょう。
- ・近くにクマがいる場合は、背を向けず、落ち着いてゆっくりその場から離れましょう。
- ・襲われそうになったら、両腕で顔や頭を覆って、ダメージを最小限にとどめましょう。
- ・クマを目撃した場合は、市町村又は警察署に連絡してください。

(5) 家の周囲の取り残しの果実や野菜、ハチの巣は除去し、生ゴミなどはクマを寄せつきますので放置しないでください。

(6) 河川敷や公園などの刈払いを進めてください。

クマは、河川や公園などの緑地に隠れて移動し、市街地へ出没します。市街地周辺の下草刈りを行い、クマの出没を防ぎましょう。

(担当)

環境エネルギー部みどり自然課
課長補佐(野生生物対策担当) 鈴木

TEL: 023-630-3042

〔報道監〕

環境エネルギー部次長

荒木